

○中空知衛生施設組合行政不服審査条例

平成28年3月9日
条 例 第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料並びに法第81条第4項の規定により中空知衛生施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第38条第1項又は第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づく書面若しくは書類若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第3条 前条に規定する手数料について、経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(中空知衛生施設組合行政不服審査会の設置)

第4条 法第81条第2項の規定に基づく組合長の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに審査会を置くものとする。

(組織)

第5条 審査会は、組合長が委嘱する委員3人をもって組織する。

2 委員の任期は、審査会設置の原因となった審査請求に係る諮問に対して、当該審査会としての答申が審査庁に対して行われるまでとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第8条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、組合長が招集する。

(中空知衛生施設組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 中空知衛生施設組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例（昭和44年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び監査委員」を「、監査委員」に改め、「以下同じ。）」の次に「その他の特別職の職員で非常勤のもの」を加える。

第2条中「及び監査委員」を「、監査委員その他の特別職の職員で非常勤のもの」に改める。

附 則（令和3年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別	金 額	
日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白 黒	1枚につき 10円
	カラー	1枚につき 50円
日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	実際に要した費用に相当する額	

備考

1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合にあつては、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として算定する。